資料1

# 知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会

データ・AIについて

2019年3月

内閣府知的財産戦略推進事務局

## スケジュール (案)



第7回(7/24):公表・拡散及び反響、今後の進め方

第 8回( 9/12):価値をデザインするマインドを高めるための仕組み①

第 9回(11/16):価値をデザインするマインドを高めるための仕組み②

第10回(12/18):価値をデザインすることを応援する人に関する仕組み

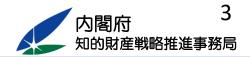
第11回(2/5):ブランドの活用について

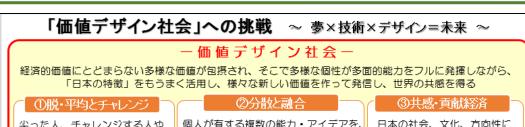
第12回(3/19):データ・AI、これまでの議論の整理

(本日前半) (本日後半)

第13回(4/19): これまでの議論のまとめ

#### 「価値デザイン社会」の実現へ向けた検討の全体像





尖った人、チャレンジする人や 組織が我が国から生まれるとと もに、世界から集まる 個人が有する複数の能力・アイデアを、 ブラットフォームを通じて他人の能 カ・アイデアと適切に組み合わせ、 新しい価値を生む 日本の社会、文化、方向性に 共感を持つ海外の理解者、 ファン」を積極的に受け入

価値をデザイン する人に関する 仕組み

個々の主体の強化

組み合わせの仕組み

国全体のブランド化

価値をデザイン することを応援 する人に関する 仕組み

価値をデザインする マインドを高めるため の仕組み

第9回

尖った人の活躍

第7,8,9回

- 尖った人をリスペクトする仕組み
  - ・失敗を適正に評価する仕組み

本日前半の議題

データ・A I

第8,10回

枯れた技術の 水平展開

> 共感をブランド化し 力学として活用 (クールジャパン含む)

第9回

アート・ビジネス・ サイエンスの融合 価値をデザインする人と コミュニケーションし 見分ける「目利き」

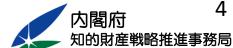
第10回

本日後半の議題 第13回予定

第11回

「価値デザイン社会」を実現するための知財に関連するシステムをデザイン

#### データ関連の問題意識

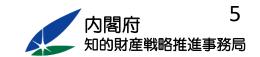


- 〇「データ」は、需要が主導する社会において、「価値デザイン」をしていくにあたり、新しい発見 や発想のきっかけとなり得る。また、共感を得てそれらが実際に価値となるかどうかを見極めるた めにも有益。
- 〇そうした「データ」は、AIにインプットするデータを含め、大量に集積することで価値デザインに つながることがあり、データの利活用については、できるだけオープンであることが望ましい面が ある。
- 〇ただし、あらゆる「データ」が当然にオープンであるわけでもなく、特定のデータセットが、それ 自体で価値を有することはあり、それが営業秘密である場合や、商業用のデータセットとして契約 当事者間のみで扱われる場合など、不正競争防止法上の救済が可能となっている。(後者について は、平成30年改正で追加)
- 〇一方、Alをより進化させるためには大量の学習データの読み込みが必要であるため、個々のデータ に著作権の主張を認めてしまうと、AIの活用を阻害することにも配慮して、それらデータについて は、直接的に表現を楽しむものではない点に着目して、個別の著作権を制限する措置を行っている。 (平成30年改正)
- ○また、データについて「オープン」という場合においても、
  - i ) あらゆる人にオープン
  - ii ) 一定のコミュニティの中でオープン
  - iii ) 特定の契約当事者間でのみオープン

など、様々なケースがあり得る。

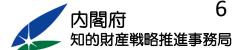
O例えばOSSのソフトのように、何等かのコミュニティでの自由な利用を念頭に置いているケース があるが、それがそのメンバーによって当初想定されなかったような使われ方をすることによって、 大きな利益が生まれ、その分配をめぐって争いになることも考えられる。

#### AI及びAI創作物に関連する問題意識



- OAIは、そもそも使われれば使われるほど賢く、精緻になっていく傾向があり、実際にオープンに提供されているAIも多い。
- 〇こうした場合においても、データの場合と同様に、当初想定していた使い方を超えてそのAIが使われることによって大きな利益や発明が生まれ、利益や権利の分配をめぐって争いになることも考えられる。
- OAI創作物については、平成29年の「新たな情報財検討委員会報告書」では、
  - ・利用者に創作的寄与等が認められれば「AIを道具として利用した創作」と整理でき、当該AI生成物には著作物性が認められ、
  - ・利用者が(創作的寄与が認められないような)簡単な指示を入力した結果出力された生成物はAIが自律的に生成した「AI創作物」であると整理でき、現行の著作権法上は著作物と認められない、としている。(P8参照)
- ○特許制度においては、特許の対象となる発明について「人が創作」したものであることを求めているが、実際にどのようにその発明に至ったかについて明らかにすることは求めていない。 A I のみで行った部分と人が関与した部分を明確化するための仕組みが必要となるか?
  - (参考) 平成28年度の「A | を活用した創作や3Dプリンティング用データの産業財産権法上の保護の在り方」報告書
  - A I を活用した創作については、人がA I を創作のための道具として利用した場合であれば、現行制度上で保護され得る。また、A I による自律的な創作が行われた場合については、現行の特許法は、発明者が自然人であることが前提であることから、その創作物は保護の対象とならない。技術の発展にも考慮しながら、引き続き検討する必要がある。
- (注)現在政府で検討されているAI社会原則、AI戦略においては、AIに関連する知的財産の仕組みについても今後の検討項目としてスコープに入ってくる可能性がある。

### 本日ご議論いただきたいテーマ

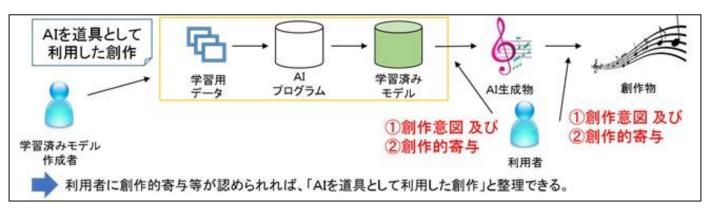


- 〇データのオープンネスについて、価値デザインを促進する観点から何等かの望ま しい什組み、ルールなどはあり得るのか、当事者に任せることでよいか?
- 〇一定のコミュニティでオープンであったデータやAIが、そのコミュニティに参加 した人によって当初想定しなかったような使い方をされ、大きな利益を得たような 場合、
  - 後から何等かの分け前(や権利、名誉)などのrewardをデータやAlの提供者が 求めることを可能にするようなことが必要か?
  - OSSのように活用されたことで貢献したことについての満足感を得るというこ とでよいか?
  - 引用の場合のように出典を示したり、使ったAIツールを明記すればよいのか? データの引用となると、引用元が膨大になる可能性もあり、どう処理すればよ いかつ
  - こうした展開こそがイノベーションなのであり、そもそも何ら配慮する必要は ないのか?
- 〇コミュニティ外の人である場合はどうか?
- OAIを活用して生まれた発明について、純粋に人が創作したものと比較してその権 利の範囲や程度において何等かの配慮をする必要があるか? 必要であるとすれば、 AIのみで行った部分と人が関与した部分を明確化するための仕組みが必要となる か?

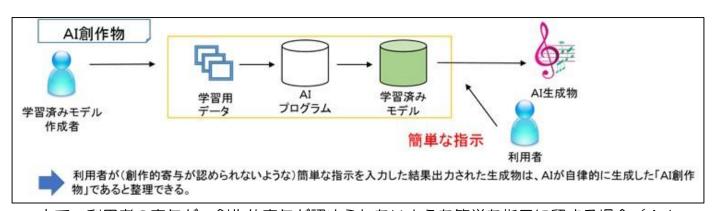


- GDPRについて、日本はどのようなスタンスをとるべきかの議論が必要。
- 医療や個人情報などの個別の議論も大事だが、全体について、どのような仕掛けにするのかを 議論したい。どのようなことを原則として、どのような場合に例外のルールが必要になるのか。
- ・AIが創作したものについて、どうするかの議論をしたい。何らかの権利を与えるのか、どのような要件の場合に与えるのか。AIを作った人には何かを与えるのか。
- 知財ビジョンに共感を得て、データをできるだけ自由にするという考え方ベースで合意を得て、 その次にルールの話になる。
- ローカライゼーションや移転規制を低くする方向の施策が必要。
- ・AIに委ねた方が効率がよく幸せになるという価値観の未来と、AIは意思決定するための補助であるという価値観の未来と、2つがある。
- ・データを共有化して、死蔵させないことが、日本にとって最も得策ではないか。
- 積極的な米国と慎重な欧州との間で、日本はバランスの取れたものを打ち出すのではないかと 世界が期待している。
- ・必ずしも価値のために集めていないデータもある。先にデータがあって、後から価値になることもある。
- データでビジネスをすることと、データはオープンにということは、一見矛盾するが、どう対応していくのか。

#### 【参考】AIを活用した創作(著作物)に関する保護の可能性



AI生成物を生み出す過程において、学習済みモデルの利用者に創作意図があり、同時に、 具体的な出力であるAI 生成物を得るための創作的寄与があれば、利用者が思想感情を創作 的に表現するための「道具」としてAIを使用して当該AI生成物を生み出したものと考え られることから、当該AI生成物には著作物性が認められ、その著作者は利用者となる。



一方で、利用者の寄与が、創作的寄与が認められないような簡単な指示に留まる場合(AI のプログラムや学習済みモデルの作成者が著作者となる例外的な場合を除く)、当該AI生 成物は、AIが自律的に生成した「AI創作物」であると整理され、現行の著作権法上は著 作物と認められないこととなる。